

議第 86 号

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

萩原あさぎり総合グラウンド内の弓道場において、個人で利用する場合の負担軽減及び利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例

下呂市体育施設条例（平成16年下呂市条例第167号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 3 （第 9 条関係）					別表第 3 （第 9 条関係）				
1 基本使用料					1 基本使用料				
○萩原体育館施設等					○萩原体育館施設等				
表 （略）					表 （略）				
○萩原あさぎり総合グラウンド					○萩原あさぎり総合グラウンド				
区分		施設使用料（1 時 間）		照明使 用料	区分		施設使用料（1 時 間）		照明使 用料
施設名		市外在 住者	市内在 住者	照明料	施設名		市外在 住者	市内在 住者	照明料
野球場の項～テニスコートの項 （略）					野球場の項～テニスコートの項 （略）				
弓道 場	団体	570円	410円	60分 310円	弓道場	570円	410円	60分 310円	
	個人 （1 人当 たり）	130円 （照明 含む）	100円 （照明 含む）						
クラブハウス内ミーティングルームの 部 （略）					クラブハウス内ミーティングルームの 部 （略）				
○萩原あさぎり総合体育館～○馬瀬グラウンド					○萩原あさぎり総合体育館～○馬瀬グラウンド				
表 （略）					表 （略）				
2 加算使用料等 （略）					2 加算使用料等 （略）				

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

萩原あさぎり総合グラウンド内の弓道場において、個人で利用する場合の負担軽減及び利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 現在の使用料を団体で使用する時の料金とし、個人（1人当たり）で利用するときの使用料を新設します。

（第9条関係）

(2) この条例は、令和8年10月1日から施行します。

（附則関係）